

令和7年度定時総会議事録

日 時:令和7年6月15日(土)13:00~15:00

会 場: TKP 博多ロカンファレンスセンター (ホール 2A)

出席者:代議員:61名(当日参加:44名、議決権行使書:15名、委任状:2名)

【開会】

廣滋副会長より開会の辞

【会長挨拶】

西浦会長より会長挨拶

【来賓紹介挨拶】

参議院議員 松山政司様より来賓挨拶

参議院議員 田中昌史様より来賓挨拶

福岡県議会議員 野原隆士様より来賓挨拶

福岡県議会議員 宮原伸一様より来賓挨拶

【定足数報告】

遠藤副会長より令和7年6月15日13時00分現在、出席代議員44名、議決権行使書による出席15名、委任状名2名、合計61名の出席が確認され、定款第18条の規定により本総会が成立する旨を報告された。

【議長選出】

執行部の一任により、池内 智之 氏（霧ヶ丘つだ病院）が推薦され、満場一致にて選出された。

【書記任命】

議長より、田中 勇樹 氏（総務部長）が推薦され、満場一致にて任命された。

【議事録署名人任命】

議長より、山口 雄介 氏（福岡和白病院）、池田 龍一 氏（おおしま整形外科）の2名が推薦され、満場一致にて任命された。

【議事】

●第1号議案:令和6年度決算書類の承認を求める件

西浦会長より令和6年度事業報告、田代理事より令和6年度決算報告、日野監事より監査報告がそれぞれ行われた。

(質問)

【緒方 政寿氏：北九州2支部】

事業は12月までなので運営委員の任期が総会後からだ動きづらさがある。公募の時期をどうにかできないか。

(回答)

【遠藤副会長】

事業実施を12月までとしているのは、予算執行を精査し修正予算や決算見込みを把握するためとなっている。なお、公募の時期等は今後検討していく。

(質問)

【玉木 誠：福岡1支部】

役員報酬の額は妥当か？持続可能性を考えたときに報酬をもらうことが悪いと言った考え方を士会側から変えていくのはどうか？正当な報酬を支払った上での事業があるべきと考える。

(回答)

【西浦会長】

額については役員報酬員会の決定となるが今後意見交換をしながら検討していく。

→第1号議案において賛成44票、議決権行使書による賛成15票、反対0票、委任状による賛成2票、反対0票、合計賛成61票。賛成多数にて承認された。

●第2号議案 外部理事及び外部監事選任に係る定款改正案の承認を求める件について

外部理事及び外部監事選任に係る定款改正案について近藤専務理事より報告が行われた。

→第2号議案において賛成44票、議決権行使書による賛成15票、反対0票、委任状による賛成2票、反対0票、合計賛成61票。賛成多数にて承認された

●第3号議案 令和7年・8年度役員選任の承認を求める件について

秋選挙管理委員長より選挙結果について、西浦会長より理事会推薦の監事、外部理事、外部監事について説明が行われた。

・理事選任

永野 忍 氏

議決権行為書 賛成15名 反対0名

委任状 賛成2名 反対0名

合計 賛成61名 反対0名

→賛成多数にて承認された。

松崎 哲治 氏

議決権行為書 賛成15名 反対0名

委任状 賛成2名 反対0名

合計 賛成61名 反対0名

→賛成多数にて承認された。

久保田 勝徳 氏

議決権行為書 賛成15名 反対0名

委任状 賛成2名 反対0名

合計 賛成61名 反対0名

→賛成多数にて承認された。

近藤 直樹 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

遠藤 正英 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

佐々木 圭太 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

田代 耕一 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

志田 啓太郎 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

吉田 大地 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

廣滋 恵一 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

諫武 稔 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

西浦 健蔵 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

齊藤 貴文 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

岩佐 聖彦 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

岡本 伸弘 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

村上 武士 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

中村 雅隆 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

平田 大勝 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

善明 雄太 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

安 勇喜 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

後藤 圭 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

脇坂 成重 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

吉村 雅史 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

佐藤 憲明 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

鈴木 裕也 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

・監事選任

田中 裕二 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

泉 清徳 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

古島 譲 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

・外部理事選任

田中 聡 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

松井 麻美子 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

・外部監事選任

吉田 秀樹 氏

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

→以上、第 3 号議案は承認可決された

●第 4 号議案 選挙管理委員の承認を求める件について

石田選挙管理委員より秋達也氏、利田直輝氏について説明が行われた。

秋 達也 氏【北九州 2 支部】

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

利田 直輝 氏【北九州 2 支部】

議決権行為書 賛成 15 名 反対 0 名

委任状 賛成 2 名 反対 0 名

合計 賛成 61 名 反対 0 名

→賛成多数にて承認された。

→以上、第 4 号議案は承認可決された

休会 14 時 30 分～14 時 45 分まで

【報告事項】

第 1 事項:令和 7 年度事業計画について西浦会長より説明

第 2 事項:令和 7 年度予算について田代理事より説明

【意見交換】

【玉利 誠 氏：福岡 1 支部】

田中議員、松山議員の支援を呼び掛ける行為は法律上問題ないのか？共通認識として統一をした方がよいのではないかと？

(回答：西浦会長)

今回支援という言葉であったため問題ないと考える。しかしながら選挙法違反と捉えられかねない活動や言動等には十分注意していく必要がある。

【閉会】

諫武副会長より閉会の辞

参考【事前質問に対する回答について】

- 兵頭 正浩 氏：北九州1支部

①総会における質問および提案

福岡県理学療法士会の運営における「情報の共有化」について、以下の点に関して質問および提案を申し上げます。過去2年間の総会にて様々な質問をさせていただきましたが、それらに対する理事会の回答およびその後の対応状況を、現在どのような方法で確認できるのかが明確ではありません。

一部の回答は質問者や代議員に対して書面で返答されていますが、会員が広く確認できるような形での情報開示——たとえば、公式ホームページや会員専用ページへの掲載等——がなされているかどうかは不透明であり、実際に情報へアクセスできていない現状も見受けられます。情報共有とは、単に「発信する」ことではなく、「受け手が必要な情報に容易にアクセスできる状態」を指すべきです。受け手が情報にアクセスできない、または情報の存在すら認識できていない状況であれば、それは実質的に「共有」されたとは言えません。したがって、以下の点についてご検討いただきたく、提案いたします：

- ・ 総会での質問とその回答、対応状況を時系列で整理し、会員が容易に閲覧できる場所（例：会員専用ページ）に常時掲載する体制を整えること。
- ・ 代議員を含む会員への通知において、情報が確実に届いたかどうかを確認・把握する手段の整備。
- ・ 情報公開や共有の方針について、明文化されたガイドラインを策定・提示すること。

以上の点について、理事会としての現状の見解および今後の対応方針をご教示いただけますと幸いです。

【回答：近藤専務理事 佐藤総務担当理事】

定時総会議事録の閲覧につきまして、法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）第57条第4項、第193条第4項において、法人が議事録を作成し、事務所に備え置くことが義務付けられており、また、会員は議事録を閲覧請求ができる権利を保障されておりますので、それに則り法的義務を果たしているところでございます。

しかしご指摘のとおり、より会員が情報を閲覧しやすい環境を整備する必要があると考えますので、会員専用ページ上での公開も含め、その運用について執行部にて検討いたします。また情報公開につきましては、本会の『情報公開規程』に則り今後に対応させていただきます。

②理事任期制の導入に関する提案

本会の組織運営における活性化および持続的発展の観点から、「理事の任期制」の導入について提案いたします。

現在、本会の理事には明確な任期制限が設けられていない状況かと存じますが、特定の

理事が長期にわたって職務を担い続けることは、以下のようなリスクを内包しています：

- ・ 特定個人への業務依存が進行し「その人にしか分からない・できない」状態になること
- ・ 理事職が一般会員にとって開かれた役割とならず、キャリア形成の選択肢として認識されないこと
- ・ 組織内の意思決定や業務執行における透明性や客観性が確保されにくくなること

一方で、理事任期制を設けることにより、組織としての「新陳代謝」が促され、視点や価値観の多様化が進み、結果として理事会全体の活性化にもつながると考えます。

参考として、市の介護認定審査会では、委員に対し10年を一区切りとした交代制度を採用しており、これは「業務の属人化防止」や「組織運営の透明性確保」といった目的に基づいた行政的判断によるものと理解しています。本会でも、こうした行政的運用を参考に、任期制導入を検討する余地があるのではないのでしょうか。

また、以下のような制度設計も選択肢として考えられます：

- ・ 「理事経験者枠」と「新規立候補者枠」を設けることで、継続性と新規性のバランスを確保する
- ・ 一定期間（例：2期または8年）を一区切りとした任期制限を設定し、その後の再立候補については一時的に制限する、または再審査を設ける
- ・ 任期満了理事による引き継ぎやノウハウ共有の仕組みを制度化することで、業務の属人化を防止する

最後に、こうした任期制導入の是非は、「この会が10年後、20年後にどのような組織としてありたいのか」というビジョンと強く結びつくものと考えます。本会の将来的な組織像について、理事会としてのご見解をぜひ伺いたく思います。

【回答：西浦会長】

任期の設定について、定款上では1期2年が役員任期となっており、再選は妨げないとなっています。ご提案の一定期間を区切りとした任期制のような設定も一つの運用かもしれませんが、立候補者が増えることと、選挙により新たに会員から選ばれた役員の誕生無くしては設定が難しいと考えます。

また、役員立候補は正会員の権利である一方、選任の権限を有しているのは代議員の皆様方であり、役員候補者のこれまでの実績を踏まえ、定時総会においてその判断を委ねる形になるかと存じますので、その旨ご理解頂ければ幸いです。

「新陳代謝」とは単に理事を交代させることにとどまらず、組織として健全に成長・発展していくために必要な変化の過程であると考えています。歴史と伝統を誇る福岡県においては、これまで先人たちが築いてきた価値ある歩みを大切に継承しつつも、時代の変化や社会の要請に応じた柔軟な対応が求められています。つまり、歴史を守ることと同時に、

その歴史の上に新たな視点や世代を取り入れる「進化」こそが真の新陳代謝であり、私たちはその必要性を強く認識しています。

③ 予算および会計に関する説明責任と透明性向上の提案

本会の予算および会計の内訳に関して、総会資料や説明内容における「不透明さ」が依然として残っていると感じられるため、以下の点について質問および提案をさせていただきます。

まず、総会にて提示される予算や決算の資料に関し、代議員であっても内容を十分に理解することが困難な場合が多く、その原因の一つとして、以下のような構造的課題があると考えます。

- ・ 専門的かつ抽象的な用語による説明が多く、具体的な内訳が明示されていない
- ・ 財務に関する説明に限られた理事（財務担当、あるいは三役）のみに依存しており、他の理事も十分に把握していない可能性がある

特に、事務局関連の支出について、説明が形式的・簡略的であり、詳細が見えづらいこれにより、会員や代議員の立場からは、予算の用途が「わかる人にしかわからない」状態に陥っており、説明責任が十分に果たされていないと感じざるを得ません。

組織の透明性を担保し、信頼性を高めていくためには、次のような改善が必要ではないでしょうか。

- ・ 総会資料において、予算・決算の内訳をわかりやすく整理し、専門用語に頼らない説明を心がけること
- ・ 全ての理事が大まかな収支構造を説明できる状態を目指し、共有の責任を持つ体制とすること
- ・ 特に支出額の大きい事務局関連費用については、項目別の詳細な内訳を提示し、質疑応答の時間を十分に確保すること
- ・ 会長・副会長・専務理事・財務といった三役についても、複数名体制・任期制とし、特定個人への権限集中を防止すること

同じ理事が同じ役職を長期間務め続けることで、こうした情報の偏在や説明責任の不徹底が温存されていることも否めません。予算や会計に関する情報は、会員全体の財産であり、会員による適切な監視と理解があつて初めて、その執行が正当化されます。

したがって、理事会として、本会の財務情報の「誰にでもわかる説明」をどのように保証するのか、また、今後の改善に向けた方針について明確なご説明をお願いいたします。

【回答：田代財務担当理事】

代議員の皆様が本会の財務状況を正しく理解し、より活発な議論を行って頂けるよう、わかりやすく丁寧な情報提供を行うことが重要であると強く認識しております。

以前は支出のチェック体制が不十分であったのですが令和5年度からは役員に対して月次

で財務報告を行い、予算と実績の差異を把握しやすくする取り組みを始めました。これにより、役員の意識改革を図っております。

また、会員の皆様に対しても財務状況をより分かりやすくお伝えするため、令和6年度には公益事業支出の内訳を円グラフに整理し、広報誌に掲載するなどの工夫も進め、その広報誌内では財務状況について問い合わせが可能な窓口も設けました。

しかし、ご指摘頂いた総会資料の分かりにくさや説明が限られた役員に偏っている点については、理事会としても改善が必要と認識しております。とくに事務局関連の支出については、内容の内訳や背景が伝わりづらいとお声を真摯に受け止めております。

今後は、総会資料に注釈を加えたり、図やグラフを活用したりすることで、専門知識がなくても理解しやすい資料作成に努めます。また、財務担当以外の理事にも情報を共有し、必要に応じて補足説明ができる体制を整えて参ります。総会における質疑応答の時間も、財務に関してはより丁寧な対応ができるよう配慮して参ります。

財務運営の透明性は、会員の皆様からの信頼を築く上で欠かせないものです。今後も引き続き、開かれた情報提供と丁寧な説明に努めて参ります。

④公益社団化によるメリットと現状の実質的有益性に関して

本会が公益社団法人へと移行してから一定の年数が経過しておりますが、そのことによって会員や県民にとって、実際にどのような具体的な「メリット」があったのかについて、あらためて確認させていただきたく思います。

公益社団化の当初の目的としては、以下のような点が掲げられていたと記憶しています：

- ・ 対外的な「信用性」の向上（行政・他団体からの評価含む）
- ・ 団体としての「公益性」の明確化
- ・ 寄付や助成金等の受け入れやすさ、社会的認知の拡大

確かに、認知度や他団体からの信頼という点においては一定の成果があったと考えられます。しかしながら一方で、公益性を保つこと自体が目的化し、「公益」の定義にとらわれるあまり、会員や県民に対して実質的なメリットをもたらす活動が後退している印象も否めません。特に、会員にとっては年会費 20,000 円を支払うことへの対価としての「納得感」が得にくくなっている現状があります。現に、休会・退会者の増加や新規入会者数の伸び悩みといった事象が、そうした不満や距離感を反映しているのではないのでしょうか。このような状況を踏まえ、以下の点についてご見解を伺いたく存じます：

- ・ 公益社団化によって、具体的にどのような成果・実績があったのか（定量的・定性的に）
- ・ 「公益性の維持」と「会員への還元」のバランスを、理事会はどのように捉え、戦略的に考えているのか
- ・ 会費の妥当性と、それに見合う価値の提供について、今後どのように再設計していくつもりなのか

公益性の確保は重要な理念である一方で、それが自己目的化してしまえば、本来の「県民への貢献」や「会員の職能団体としての支援」がおろそかになり、本末転倒となります。今一度、公益社団化の本質的な意義と、その運用の現状についてご説明をお願い申し上げます。

【回答：西浦会長】

公益社団化に伴う成果を表現する際には、その定量的・定性的な両面において、評価の難しさが伴います。定量的には、会員数の増加、寄付金額の推移、事業の実施回数といった数値で一定の変化を示すことは可能です。しかし、こうした数字だけでは、公益性の向上や社会的信頼の獲得といった本質的な成果を十分に捉えることはできません。一方で、定性的な側面——例えば、地域社会からの信頼や、協働する自治体・団体との関係性の深化、組織内部の意識改革といった要素——は、言語化や評価基準の設定が難しく、主観的になりがちです。また、これらの変化は時間をかけて徐々に現れるものであり、短期的な成果として明確に提示するのは困難です。

このように、公益社団化の意義や成果を包括的に伝えるには、単なる数値や事例にとどまらず、それらの背景にあるプロセスや意味を丁寧に汲み取り、多面的な視点から評価・表現する工夫が求められと考えます。

今後、理事会でも議論いたしますが「公益性の維持」と「会員への還元」は決して相反するものではなく、むしろ相互に高め合うものであると認識しています。私たちの活動の根幹には、地域社会や専門分野への貢献という公益性がありますが、それを支えているのは会員一人ひとりの参加と協力です。したがって、公益的使命を果たすためには、会員が意欲を持って活動に参画できるような仕組みと価値提供が不可欠です。

戦略的には、以下のような考え方でバランスを取っています。

1. 公益的事業の中に会員のメリットを埋め込むこと

たとえば、地域連携や研修事業など、公益目的の活動であっても、会員がスキルアップやネットワーク形成を実感できるなど

2. 会員の声を政策や事業に反映する体制

会員からのフィードバックを理事会に届けるルートを確保し、公益活動の方向性にも会員の意見が活きるような体制づくり（ブロック・支部体制）

3. 透明性と説明責任を重視した意思決定

会費や収益の使途、事業の成果については、定期的に情報を開示し、会員の納得感と信頼を得ることの重視（総会、ホームページの工夫）

今後も、公益性を社会に示しながら、それが結果として会員の誇りと満足につながるよう、持続的な戦略を講じてまいります。

会費の妥当性については、常に会員の皆さまのご意見や社会情勢を踏まえながら見直しと再設計を行うべき重要なテーマであると認識しています。私たち理事会は、会費を単

なる「負担」ではなく、「投資」として実感していただけるような価値の提供を目指していくことも需要と考えます

そのために今後は以下のような観点から再設計を進めてまいります。

価値の「見える化」

登録・認定・専門理学療法士の処遇改善

会員ニーズに即した事業の再構築

研修、情報提供、ネットワークづくりなど、会員が直接恩恵を受けるサービスを、柔軟に設計・更新していきます。

⑤ブロックごとの裁量権および会費配分の公平性に関する提案と問いかけ

現在、本会の事業運営における地域ブロック単位での裁量や、会費配分のあり方について、あらためて「公平性」や「合理性」の観点から再検討する必要性を感じています。会員はいずれのブロックに所属していても、年間 20,000 円の同額の会費を納めています。そのため、「等しく同じサービス・同じ事業を享受できるように」という考え方が前提となっているのかもしれませんが、しかしながら、ブロックによって会員数や地域特性、運営の実情が異なる中で、「同じ事業を同じ規模で、すべてのブロックにおいて実施すること」が、本当に妥当な平等なのかについては、慎重に検討すべきではないでしょうか。例えるなら、「大人と子どもに、同じサイズのパンを 1 個ずつ配って“平等”とする」ようなもので、一見平等に見えて、実はかえって不公平となっている可能性があります。この点に関連して、以下のような論点について議論を深める機会が必要だと考えます。

- ・ 「形式的な平等」と「実質的な公平性」の違いについて、本会としてどう認識しているか
- ・ ブロックごとの実情に応じた柔軟な裁量や配分を認める方が、会員満足度や地域での活動活性化につながる可能性はないか
- ・ 会費の配分や事業展開に関して、データや成果に基づいた「評価と再分配」の仕組みがあっても良いのではないか

一律の対応が必ずしも「公平」ではなく、むしろ「不公平」になってしまうリスクを念頭に置きつつ、会員一人ひとりにとって納得感のある組織運営がなされるよう、透明性の高い議論がなされることを期待いたします。

【回答：諫武副会長 田代財務担当理事】

本会では現在、すべての会員の皆様に一律の年会費をご負担いただき、原則として等しいサービス・事業提供を目指して運営を行っております。しかしながら、地域ブロックごとの会員数や地域特性、活動基盤には少なからず差があるのは事実でありこのような状況の中においても会員の皆様一人ひとりが満足感を得ることが出来るような事業運営が必要であると考えております。

ブロック制の目的の一つとして、地域の会員の皆様により近い存在となりうる組織づくりを目指しております。新体制2年目となり今後は、地域の実情に応じて各ブロックが会員の声に耳を傾けつつ、必要とされる企画を立案&実行していくことで企画内容にブロックごとの特色が出たうえで実質的な公平性が高まるのではないかと考えます。

公平な組織運営を実現するためには、「平等=同じ対応」ではなく、「公平=それぞれに適した対応」という視点が必要であると私たちも考えています。今後も引き続き、現場の皆様の声を丁寧に伺いながら、持続可能で納得感ある制度づくりに努めてまいります。そして今後、本会としての公平性の定義と認識を考えていきたいと思います。

次に「ブロックごとの実情に応じた柔軟な裁量や配分を認める方が、会員満足度や地域での活動活性化につながる可能性はないか」との提案に関してですが、前述しました通り地域の実情に応じて企画を立案&実行することが必要と考えております。現状においても予算配分に関しては、予算内においてブロックに柔軟な裁量が認められておりますが、今後も引き続きブロック活性化に向けて取り組んで参ります。

「会費の配分や事業展開に関して、データや成果に基づいた「評価と再分配」の仕組みがあっても良いのではないか」に関しては、予算立案の際に事務局・財務部主導にて前年実績を基にして、尚且つ公益法人比率も考慮した予算割合が示される体制となっております。ブロック独自の企画を進めていく上において会員の皆様に納得のいく予算立案が出来るように計画を進めさせていただきます。

組織全体として「納得感ある運営」を実現するには、単に制度を整えるだけでなく、そのプロセスにおける透明性や対話の姿勢が極めて重要であると認識しております。今後も会員の皆様の多様な声に耳を傾けながら、誰もが安心して参加し続けられる組織づくりを目指してまいります。そして今後、会員の皆様がより地域に根差した活動を展開できるようにするためにも、実態に応じた柔軟な配分や制度設計について、改めて多角的な議論を進めてまいりたいと存じます。加えて、データに基づく客観的な評価のあり方についても検討を深めることで、組織全体としての成長につながる道筋を探っていきたくと考えております。

令和6年度の予算立案に際しては、昨年度の組織図改定を踏まえ、過去5年間にわたる各局およびブロックの事業費実績と、各ブロックにおける活動会員数のデータをもとに、一定の指標に基づいた予算配分の試みを行っております。具体的には、それぞれのブロックや局に対して、こうした数値を参考に割り当て予算の案を提示し、協議のうえ最終的な予算額を決定いたしました。

財務の管理という立場からは、こうしたプロセスにより、できる限り公平性と合理性の両立を図った予算配分が行えているものと考えております。

⑥運営委員に対する組織的配慮と報酬制度に関する提案

本会の事業を具体的に企画・実施しているのは、現場で日々尽力されている各部の部長お

よび運営委員の皆さまであることは明らかです。にもかかわらず、現行の体制では、組織としてその労力に対する十分な配慮がなされているとは言い難く、今後の事業継続性や担い手育成にも懸念が生じます。

現状では、運営委員に対して昼食や交通費の支給はあるものの、活動への金銭的補償や報酬制度は整っておらず、「せめて部長報酬・運営委員報酬の創設を検討してほしい」という声が現場から上がっています。

また、以下のような現場での自助努力も報告されています

- ・ 例：運営スタッフが自前で機材を準備し、数百名規模のハイブリッド研修を実施している
- ・ このような先進的な取り組みを活かし、他ブロックの運営委員を当該支部に派遣し、実地研修を通じて次世代育成につなげることも、十分に意義ある戦略と考えます
- ・ しかし、こうした取り組みの背景には、「どうせ費用を出してもらえないだろう」という諦めが先に立ち、必要な相談や予算申請が行われないという現実があります

以上を踏まえ、以下の点について本会として積極的に検討していただきたく提案いたします。

- ・ 運営委員および部長への報酬制度の創設（活動手当等の整備）
- ・ 自前で機材を調達・運営を担っている支部等への財政的支援、または機材貸与制度の導入
- ・ 他ブロックの運営委員を先進的な支部に派遣する「実地研修制度」の創設と、それに伴う予算措置の検討
- ・ 現場活動の実態に対して、理事会・本部が定期的にヒアリングを行う仕組みの整備

こうした体制の見直しがなされることで、組織としての持続性と透明性が高まり、会員の信頼や参加意欲の向上にもつながるものと確信しています。

【回答：諫武副会長】

本会の事業が日々の現場の努力と献身的な活動によって支えられていることは、私たちも強く認識しており、その重要性に対する理解と敬意を改めて表明いたします。ご指摘のとおり、現在の体制では、運営委員や部長の皆様に対する金銭的補償は交通費と弁当代、会議謝金など限定的であり、活動にかかる実質的な負担に見合った制度的配慮が十分とは言えない状況にあることを真摯に受け止めております。また、現場の創意工夫や、自主的な取り組みによって、本会の活動が高いレベルで展開されている事例には、深い感謝とともに、こうした努力を組織としてどのように支援し、次世代に継承していくかが今後の大きな課題であると認識しています。ご提案いただいた以下の点について、回答させていただきます。

「部長・運営委員に対する活動手当等を含む報酬制度の整備」「自前での機材調達や会場

運営を担っている支部等に対する財政支援、または機材貸与制度の導入」に関しては、県士会の財務状況も考慮しつつ重要な検討事項と位置づけ、段階的な制度整備の可能性を含め、真剣に協議を進めてまいります。

「他ブロックからの運営委員派遣による「実地研修制度」の創設と予算措置の検討」に関しては、ブロック間の独自色を強めつつも各ブロック間で常に情報を共有することに努めてまいります。そのうえで必要に応じて他ブロックの運営委員を派遣するのみではなく企画を参考にするなど取り組んでもよいのではないかと考えております。

「現場の実態把握のための、理事会・本部による定期的なヒアリング体制の整備」に関しては、ブロック制となった強みを発揮し各ブロックの総務が中心となりアンケートのみではなくヒアリング体制の整備構築についても検討を提案いたします。

とりわけ、「相談しても無駄だろう」という諦めや遠慮が、必要な声や予算申請を抑制してしまうような風土があるとすれば、それは本会として深く反省すべき点であり、今後は対話と連携をより重視し、信頼の再構築に努めてまいります。持続可能な運営体制の確立と、現場の声にしっかりと応える仕組みづくりは、これからの本会の発展に不可欠であると私たちも認識しております。今後とも現場の皆様とともに、より開かれた、そして参加したくなる組織を目指してまいります。改めまして、貴重なご提案に深く感謝申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

⑦部長・運営委員の活動評価とポイント付与に関する提案

本会の運営を支えているのは、各部の部長および運営委員の皆さまであり、その尽力によって事業の円滑な実施や会員サービスの質が維持されていることは言うまでもありません。こうした方々の貢献に対し、「何らかのかたちで報われる仕組み」があって然るべきではないかと考えます。

具体的には、以下のような提案をいたします：

- ・ 出務した部長・運営委員に対して、理学療法士協会の生涯学習制度における参加ポイントの付与を検討していただきたい
- ・ 特に、研修会等の運営に携わりながらも、参加費を支払っていないという理由でポイントが一切付与されない現行制度については、再考の余地があります
- ・ 実際には、会場準備や受付・運営対応のために長時間拘束されており、内容を十分に把握する努力もされている
- ・ にもかかわらず、ポイントを得るために改めて参加費を支払うことが求められるのは、実態と乖離しています

また、出務ポイント制度が導入されれば、今後の活動参加意欲の向上にもつながり、組織全体の活性化が期待されます。

以上より、本会においても、以下の事項をご検討いただきたく提案いたします：

- ・ 部長・運営委員等、事業運営に関わった会員へのポイント付与制度の創設
- ・ 既存の学会ポイント制度・参加履歴登録制度との接続の可能性の検討
- ・ 運営参加が「学びの機会」であることを認め、参加者同様に学習機会として評価する運用の見直し

日々会の発展のために時間と労力を費やしている方々が、正当に評価され、今後も継続的に貢献しようと思えるような仕組みの構築を強く望みます。

【回答：松崎副会長】

本会の各事業が安定的かつ高水準で運営されているのは、日々現場で尽力いただいている部長・運営委員の皆様が存在あってこそであり、その貢献には、深く感謝しております。ご提案にありました「生涯学習制度におけるポイント付与」についてですが、ご指摘のとおり、研修会等の円滑な実施には運営委員の皆様の大変な労力と時間的拘束が伴っており、またそれ自体が学びの機会となっているという実態も、まさにそのとおりであると受け止めております。全国規模の大きな学術大会などでは、運営ポイントがあり現在適応されております。しかし、県の研修会などでは適応されていません。また、このポイント等自体、日本理学療法士協会の生涯学習システムに則った制度であるため、当会独自では決めることはできません。ご指摘のとおり、研修会等の運営に携わっていながらも、参加費の支払いがないことを理由に生涯学習制度上のポイントが一切付与されないという現行制度には、実態との乖離が生じている可能性があります。運営という立場で参加されている方々もまた、会場の設営や受付対応をはじめとする多岐にわたる業務を通じて、内容を理解し、学習する姿勢をもって臨まれていることは十分に理解しております。

このような視点から、以下のご提案について、今後の制度設計にあたって、日本理学療法士協会総会などで提案できるよう、検討を深めてまいりたいと考えております。

- ・ 部長・運営委員など、事業運営に関与された会員へのポイント付与制度の創設
- ・ 既存の学会ポイント制度や参加履歴制度との整合性と接続の可能性の検討
- ・ 運営参加も「学びの一形態」であることを認めた評価体系への見直し

このような制度が整えば、活動参加への意欲や持続的な関与を促進し、会のさらなる活性化にもつながると期待されます。

貴重なご意見を真摯に受け止め、引き続き、より良い組織づくりのため、会員の皆さまとともに歩んでまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

⑧会員数の停滞に対する対策と組織としての責任について

本県士会の会員数はかつて全国3位の規模を誇っておりましたが、現在は北海道・神奈川に抜かれ、全国4位に後退しつつあります。さらに、今後は5位に転落する可能性も指摘されています（※出典：日本理学療法士協会 HP「活動とデータ」より）。順位にこだわる必要はないと考えていますが、理学療法士の数に対する会員数の停滞および減少について

は、強く懸念しています。

この状況に対して、「会員が減少している」という現象だけでなく、「なぜ減っているのか」「その責任はどこにあるのか」「今後どうするのか」といった観点から、より本質的な議論と抜本的な対策が求められると考えます。

◆ 明確化されるべき責任の所在

仮に「執行部（理事・委員などの実務担当者）が努力している」としても、その舵取りをするのは組織の長である会長です。結果として会員数が減少し、会費収入が伸び悩んでいるという現実を前に、組織としての説明責任は明確にされる必要があります。

このままでは、物価や人件費の上昇に反して、会としての事業規模の縮小や、県民・会員への支援の質・量の維持すら困難になる可能性があります。

◆ 常勤理事体制の再検討と戦略の機能評価

常勤理事を配置することで人件費が大きく増加したにもかかわらず、結果として会員数の増加に繋がっていないとすれば、事業戦略や施策が十分に機能していない可能性も否めません。

常勤体制が今後も必要であるとすれば、それに見合うだけの成果指標と、会員・理事会への説明責任が不可欠です。

◆ 今こそ抜本的な見直しを

「支援の再考」や小手先の制度変更ではなく、会の存在意義そのものを問い直すタイミングに差し掛かっているのではないのでしょうか。

- ・ 会員の声を真正面から受け止める姿勢
- ・ プロモーションや入会インセンティブの再構築
- ・ 若手理学療法士や地域ブロックとの接点強化
- ・ 「入りたくなる会」に向けた魅力創出

【回答：西浦会長】

○会員動向の令和元年からの推移は下記のとおりです。

- ・ 令和6年度 総数 7,124（うち 活動会員 5,483／休会会員 1,641）
- ・ 令和5年度 総数 6,893（うち 活動会員 5,503／休会会員 1,390）
- ・ 令和4年度 総数 7,024（うち 活動会員 5,749／休会会員 1,275）
- ・ 令和3年度 総数 6,711（うち 活動会員 5,634／休会会員 1,077）
- ・ 令和2年度 総数 6,482（うち 活動会員 5,677／休会会員 805）
- ・ 令和元年度 総数 5,750（うち 活動会員 5,445／休会会員 305）

▷会員総数は、令和元年度から漸増し令和5年度に一時的に減少していますが令和6年度には過去最高の人数となっています。

▷活動会員は、令和4年度をピークに漸減に転じています。

▷休会会員は、令和元年度から漸増しており令和6年度には過去最高の人数となっています。

本会の会員動向（特に休会者増）は、JPTA および都道府県士会と同様の傾向を示しており、現在、JPTA が休会制度の改正に向けて具体的に準備を進めているため、改正後の動向を注視していきたいと考えております。

○マスタープラン進捗状況資料より抜粋

▷福岡県理学療法士学会および福岡県理学療法士会学術研修大会のあり方の検討

・「福岡県理学療法士学会」は学術的発展を図るために演題数の増加に努めている

「福岡県理学療法士学術研修大会」は知識の向上をするために講演、症例報告を行っているが、

会員の要望を取り入れやすくするためブロック毎で実施する

▷県学会参加者です。歴代会長及び学会部のご尽力で参加人数は増加

令和6年度 968名

令和5年度 787名

令和4年度 未開催（九州学会開催のため）

令和3年度 449名

令和2年度 510名

令和元年度 781名

▷行政や支援団体から委託事業（委託費）を取る進捗および成果

委託費

令和5年度：8,947,200円

令和4年度：6,299,054円

⑨会員数が増加しない要因の分析と、実効性ある対策の必要性について

本県士会において、会員数の伸び悩みが続いている現状について、「なぜ増えないのか」という原因の明確化と、それに対する現実的かつ継続的な対策の検討、さらにはその検証プロセスが今一度重要ではないかと考えます。

◆ 「やりっぱなし」ではなく、振り返りと改善を

例えば、各種事業の実施後にアンケートなどを通じたフィードバックを収集し、次年度の改善点として反映する、というPDCAサイクルがきちんと機能しているかが問われます。

北九州ブロックでは、総務をはじめとした多くの事業でアンケートを実施し、その声を次の事業に反映するよう努めています。このような継続的な評価と改善の仕組みが、県士会全体としても徹底されているでしょうか。

◆ 実績と予算の連動性

また、「令和6年度の実績を踏まえて、令和7年度は何がどのように改良されたのか」「そ

の改良のために、どの事業に、どのような意図で予算配分がなされたのか」といった点が、明確に説明され、会員に共有されていることが求められます。

こうした流れがあつてこそ、会員一人ひとりが「この会に所属する意味」や「組織としての方向性と透明性」を実感できるのではないのでしょうか。

◆ 必要なのは「対策」より「検証文化」

「対策を打つ」ことはもちろん大切ですが、それ以上にその対策が本当に有効だったのかを検証し、次につなげる文化が、今の組織には必要だと考えます。

現場に任せきりにせず、組織全体で「実施→検証→改善→再実施」という流れをしっかりと作っていくことが、結果として会員の増加、そして信頼の回復につながるのではないのでしょうか？

【回答：廣滋副会長 田代財務担当理事】

会員数が「なぜ増えないのか」という原因の明確化が問われていますが、会員数は総会資料のとおり令和7年3月末で7,124名でありました。これは、昨年同時期の6,893名よりも231名増加であり、ここ数年の微増傾向は続いております。

しかしながら、ご指摘の部分は、休会会員の増加、退会会員の増加を危惧されてのものと同推察します。昨年度に比べ、休会会員数は251名増加、退会会員は21名増加であることから、活動会員は昨年度より20名減少しています。また、新入会員は令和7年3月末に347名で、令和6年度の380名より減少しています。休会・退会の原因探究あるいは新入会員の課題に対して、社会情勢などの影響も考慮しながら客観的な分析が必要と考えており、会員管理データを詳細に分析することができる委員会等の立ち上げと検証から対策につなげていくことを推進して参ります。

「振り返りと改善を」とのご指摘に関しては、執行部としても取り組みを強化してきたところ です。

今年度のはじめに「自己点検評価」を実施し、昨年度事業の振り返りを行いました。具体的には、県に提出している公益及び法人事業内容に沿って、担当理事が振り返り、4段階評価とエビデンス資料の呈示、自己点検評価結果の理由、自己点検結果における課題と対応について資料をまとめています。

令和7年4月より内閣府による新しい公益法人制度が示され、「自律的なガバナンスの充実、透明性の向上」が改正ポイントの一つとなっています。

令和6年度の予算編成にあたっては、前年度までの活動実績や各ブロックの会員数、過去の支出状況といった情報をもとに、全体のバランスを考慮した予算配分を行うよう努めました。加えて、各部局・ブロックとの協議の中で、それぞれの地域や活動の実情を伺いながら予算案を調整した経緯がございます。

引き続き、公益社団法人として社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動が行えるよう、自律的な経営判断と、透明性・信頼性の高い組織運営に努めて参ります。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長、会長、議事録署名人がこれに記名押印する。

令和7年6月18日

公益社団法人福岡県理学療法士会総会

会 長	西浦 健蔵	印
議 長	池内 智之	印
議事録署名人	山口 雄介	印
同	池田 龍一	印